

令和4年御代田町農業委員会6月定例会議事録

■ 日 時 令和4年6月30日(木) 開会 午後3時00分

閉会 午後5時00分

■ 場 所 御代田町役場 庁議室

出席農業委員 12名

会長	1番	大井 壽 尚	委員	8番	山本 裕 之
職務代理	2番	内堀 文 夫	委員	9番	徳吉 正 博
委員	3番	萩原 正 康	委員	11番	市川 孝
委員	4番	浅沼 伸 吉	委員	12番	塚田 正 博
委員	5番	内堀 孝 昌	委員	13番	萩原 富士子
委員	7番	萩原 隆	委員	14番	古越 久 男

出席農地利用最適化推進委員 5名

茂木 直人	柳澤 弘久
古越 優	金澤 賢司
高山 修浩	

欠席者

清水 陽子 飯塚 仁子

事務局 局長 金井 英明

係長 古越 易臣

係員 齋藤 翔

■ 議 事

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請 (1件)
- (2) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請 (3件)
- (3) 農地法第5条の規定による転用許可申請 (8件)
- (4) 農地利用集積計画の決定について
- (5) 非農地通知発出について (1件)
- (6) その他

議案第 11 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画 4-6-3 及び議案第 12 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、計画 4-5-14 の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第 11 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画 4-6-3 及び議案第 12 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、計画 4-5-14 を説明します。申請農地は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 421 m²です。当初計画者は [REDACTED] 氏、事業承継者は [REDACTED] 氏です。顛末書の理由から事業を実施することができなかつたため、[REDACTED] 氏に譲渡し、住宅を建築する計画です。

4 番浅沼委員

本申請地はススキが繁茂しており農地として利用されていません。転用したとしても周囲の畑に影響はないと考えられるため、問題はないと考えます。

大井議長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-6-4 及び 4-5-15 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-6-4 及び 4-5-15 を説明します。申請農地は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 477 m²です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。申請農地拡大に伴う計画変更があります。車両展示場とする計画です。

高山推進委員

本農地は、幅 4 m 位の細長い農地です。譲渡人は、以前は家族と一緒に耕作していたようですが、高齢なこともあり農業は難しいようです。有効利用していただいた方がよいと考えますので、計画通りの転用で問題はないと考えます。

大井議長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙

手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-16 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-16 を説明します。申請農地は大字草越 [REDACTED]、地目は畑、面積は 506 m²です。譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED] 氏です。宅地拡張用地とする計画です。

13 番

荻原富士子委員

本申請地周辺は、道路から 1 m ほど下がっており、水路が流れています。以前、この場所は譲渡人の親戚のかたが畑として利用しており、マルチがある状態ですが、今後マルチを剥がして引き渡すとのことです。宅地にすることで水路を利用する隣接者などに影響がないようにしていただければ、計画通りの転用で問題はないと考えます。

大井議長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-6-5 及び 4-5-17 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-6-5 及び 4-5-17 を説明します。申請農地は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 546 m²です。当初計画者は [REDACTED] 氏、事業承継者は [REDACTED] 氏です。顛末書の理由から事業を実施することができなかったため、[REDACTED] 氏に譲渡し、住宅を建築する計画です。

4 番浅沼委員

草刈りは綺麗にされており、よく管理された場所でした。周辺は、アパートや宅地が連なっておりますし、計画通りの転用で問題はないと考えます。

大井議長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-13 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-13 を説明します。申請農地は大字塩野 [REDACTED] [REDACTED]、地目は畑、面積は 495 m²です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。住宅を建築する計画です。

金澤推進委員

この場所は以前、農振農用地であった場所です。しかし、開発が進み、周囲は宅地化が著しいです。また、隣接している農地は耕作をしておらず、グラウンドのような整備状態でした。敷地周囲に水路が流れているため他の農地に影響しないよう注意してもらえば、計画通りの転用で問題はないと考えます。

大井議長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-18 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-18 を説明します。申請農地は大字馬瀬口 [REDACTED] [REDACTED]、地目は畑、面積は 984 m²、[REDACTED]、地目は畑、面積は 333 m²、[REDACTED]、地目は畑、面積は 441 m²です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。住宅兼事業所を建築する計画です。

3 番萩原委員

入口の石垣を壊して、道から車が入れるようにするようです。土地は平らでよいのですが、碎石が多く耕作は難しい土地でした。南側の隣接地との間に段差があるため、水が流れていかないように処置していただければ、計画通りの転用で問題はないと考えます。

大井議長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-19 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-19 を説明します。申請農地は大字御代田 [REDACTED] [REDACTED]、地目は畑、面積は 382 m²です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。住宅を建築する計画です。

8 番山本委員

周囲はすべて住宅で、隣接している農地は貸付人のものです。娘夫婦に使用貸借するということです。一点気になることは、既に土を入れて造成をしている印象を受けましたので、農転許可後に実施してほしいと感じました。転用自体は問題ないと考えます。

大井議長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-20 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-20 を説明します。申請農地は大字草越 [REDACTED] [REDACTED]、地目は畑、面積は 928 m²です。譲受人は [REDACTED] [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED] 氏です。一時転用で、工事用敷地とする計画です。

9 番徳吉委員

申請地は休耕地でした。今回の工事は新幹線の向原トンネルの入り口です。隣接する土地も貸付人の土地であり、周辺の畑に影響はありませんので、計画通りの転用で問題はないと考えます。

大井議長

他に意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、議案第 13 号農地利用集積計画の決定について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第 13 号農地利用集積計画の決定について説明いたします。利用権の設定を受ける者が 13 名です。田が 9 筆、10,601 m²、畑が 19 筆、23,458 m²です。また、農地中間管理機構の売買支援事業によるもので、畑が 1 筆、737 m²です

内堀会長代理

46 番■■■■氏は、町外のかたでお会いできていないが大丈夫でしょうか。

事務局古越

小諸市で認定農業者であり、書類上問題はありませんので、事務局で受付しました。

内堀会長代理

できれば、一度お会いしたいので、取り次ぎしてもらえると助かります。

大井議長

他になにか意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

議案第 14 号非農地通知発出について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第 14 号非農地通知発出受付 24 番について説明します。申請農地は大字馬瀬口■■■■、地目は畑、面積は 82 m²です。申請者■■■■氏です。申請地は国道 18 号開通時に残された三角形の斜地であり小型機械も入れず耕作できません。また今後農地として利用する意思もないとのことから本申請が提出されました。

14 番

事務局が述べたとおりの状況であり、面積の小ささやいびつ

古越久男委員

な形からも農地として利用することは難しいと思います。非農地と判断して問題ないと思います。

大井議長

なにか意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、申請を承認します。

事務局から、農振農用地の見直しについてお願いします。

事務局古越

農振農用地の見直しに関する説明

農振農用地から除外する地区と編入する農地あり

県との打合せ後、農業委員会で再度説明をする

内堀会長代理

以上で御代田町農業委員会6月定例会を終了します。お疲れ様でした。

この議事録(令和4年6月定例会)の内容に相違ないことを証するため、

下記に署名する

農業委員会長

大井 為尚

議事録署名委員

荻原 富士子

議事録署名委員

古越 久男

